

## 第29回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月31日（月）午後2時から午後3時
2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール
3. 出席委員  
農業委員（15名）

会長	2番	安原 義之			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	12番 渡邊 春男
	13番	内田 芳昭	14番	丸山 嘉之	15番 竹内 則孝
	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一	
4. 欠席委員（2名） 6番 市川 政一 11番 生井 一広
5. 提出議題

報告第22号	5月分許可状況について
報告第23号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第24号	農地の転用事実確認証明等報告について
報告第25号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第30号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第31号	農用地利用集積計画について
議案第32号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員  
事務局次長 大沢光紀 係長 山口 修 主査 竹田 由之

## 7. 会議の概要

- 事務局 西條事務局長につきましては、他公務が入っており本日は欠席させていただいております。本日の出席委員を報告します。出席委員は、15名です。それでは、安原会長、お願いします。
- 会 長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。さて、市内では雨が降らない状態が続いており、皆さんも水不足を心配されていることと思います。本日は市内全域の農業者が集まっているせっかくの機会ですので、皆様から自分のお住まい又は耕作されている地域の生育状況や用水の水量の状況等についてお聞かせください。  
(13名の委員から状況報告)  
ありがとうございました。天気予報を見ますとまだしばらく雨の降らない状況です。今後も水田等の状況を確認いただき異常等ありましたら事務局の方までお願いしたいと思います。本日は総会后に合同農地パトロールも控えております。速やかな議事進行にご協力をお願いします。それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。
- 議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第29回妙高市農業委員会総会を開会します。最初に議事録署名委員を指名します。  
12番の渡邊 春男委員、13番の内田 芳明委員、よろしくお願いします。本日の議題については、報告事項が4件、議案が5件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。まず、報告事項ですが、  
報告第22号 5月分許可状況について  
報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第24号 農地の転用事実確認証明等報告について  
報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について  
  
以上、事務局より、報告事項4件の説明をお願いします。
- 事務局 報告事項について説明します。  
  
1ページ、報告第22号 5月分の許可状況について  
記載のとおりですが、5月総会にて農地法第5条転用許可相当とされた案件が、6月15日に開催された新潟県農業会議常設審議委員会で異議なしと答申されたことから原案どおり許可したものです。  
2ページ、報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。  
6月に届出がありました合意解約は、2件です。  
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、1番は合意解約により自家耕作となったもの。2番は、先月の総会で農地法第3条の転用許可の議決をいただいたものとなっております。  
次に3ページ、報告第24号 農地転用事実確認証明等報告について、です。  
6月につきましては、農地の転用事実確認が3件です。  
内容についてですが、いずれも過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。  
以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

事務局 次に4ページ、報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。6月の届け出は、相続件数は11件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。  
よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願ひします。  
無いようでありますので、報告事項4件については、ご承知いただきたいと思ひます。

次に、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願ひします。

事務局 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請については、5ページをご覧ください。  
今月の許可申請は、5件です。

1番については、申請地は、大字雪森地内、登記地目：田が1筆、登記地積：866㎡  
であります。

位置図は、資料No.3 10ページをご覧ください。

申請地は、現在、譲渡人と譲受人との間で利用権を設定して譲受人が耕作している農地で、かつ譲受人の所有耕作農地の隣接地で利便性の良いことから、今後について双方で協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は、大字十日市地内、登記地目：田が1筆、登記地積：2,687㎡  
であります。

位置図は、資料No.4 11ページをご覧ください。

申請地は、種苗店を営んでいる譲受人が、譲渡人から起工承諾を得て、ビニールハウスを整備した農地で、最小限度のコンクリート舗装以外の敷地を直接耕作の目的に利用し、苗等を栽培することから、農地の転用にあたるものではなく、引き続き農地の扱いを受けることから、ビニールハウス整備について許可は不要な事案であります。

譲受人としては、整備した農地について、高齢のため管理できない譲渡人との協議がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は、大字田口地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：767㎡  
あります。

位置図は、資料No.5 12ページをご覧ください。

譲受人は、妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、先般、農政部長と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところ  
です。

申請に至った経緯は、申請地に隣接する建物物件を購入することとなり、隣接する農地を取得するべく今回の申請に至ったとのことです。

建物物件は、申請者が、スキー、温泉、登山などの拠点として購入するとのことですが、申請者は建設会社の取締役で社員の保養施設として利用したい意向もあり、当面は別荘的な扱いで、将来的には夫婦での移住を考えているとのことです。

建物物件は売買契約済で、今回の申請が許可となったら、建物物件とあわせて速やかに8月中に所有権移転を進めるとのことです。

譲受人は、現在は、社長職にあるため、最低でも2週間に1度は来市して耕作管理していくことを確約確認しました。来年には、社長職を退いて息子に代替わりするので、現在よりも頻繁に来市し、耕作管理できるようになるとともに、社員の保養施設として利用するため、会社でも責任をもって管理していく考えとのことでした。

申請者の農業経験は、同居している母親の家庭菜園を手伝ってきた経験もあり、小型管理機も1台自宅に所有しているので活用したい意向です。

事務局 出席委員からは、地元自治会への入会などの手続きを確認の上、トラブルがないようお願いすると共に、農地の管理についても定期的な管理を怠らずに隣接者とのトラブルを起こさないように、要望されました。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、定期的な耕作管理の実施を確認したことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として総会に議案を上程することで全員同意されたものです。

4番については、申請地は、大字大鹿地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：320㎡であります。

位置図は、資料No.6 13ページをご覧ください。

譲受人は、妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、昨年、12月に相談があり、その時に会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

聞き取り調査後、自宅周辺の非農地判定された農地の取得の関係で調整に時間を要していたことから、今月に至り、今回、申請書が提出されたものです。

申請に至った経緯は、市内で物件を探していたところ、大鹿の物件を取得し、隣接する農地を取得するべく今回の申請に至ったとのことで、住宅にはすでに前年から居住しています。

譲受人は関東出身で、農業については6～7年くらい前から母親の実家で野菜作りの経験があり、申請地では、大豆を栽培し、自家製みそを作りたいと思っていて、ほかにはイモ類を栽培したいと考えておられます。

農機具等については、規模も小さいことから農業機械の購入は考えておらず、現在所有している鋤等の農機具で対応していきたいとのこと。

今後の意向については、まずは今回の申請地での農業を始め、ゆくゆくは稲作にもチャレンジしたいとのこと。

出席者からは、全く知らない土地で大変だとは思いますが、積極的に隣近所や地域との親交を深めて、取得する農地の適切な耕作管理を要望し、楽しんで農業をしてもらいたいとエールを送りました。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、取得する農地の範囲内で徐々に耕作を拡大していきたい意向が確認できたことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として議案を上程することで全員同意されたものです。

5番については、申請地は、大字関川地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：383㎡であります。

位置図は、資料No.7 14ページをご覧ください。

譲渡人と譲受人は、母と子の関係にあり、申請地は、譲受人の自宅の隣接地にあつて利便性も良いことから、高齢のため管理できない譲渡人との協議がまとまり、これを機に無償での贈与により譲受人に譲り渡すものです。

以上、5件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。7月19日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 2番について説明します。7月19日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 3番について説明します。7月20日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 4番について説明します。7月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 5番について説明します。7月6日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第28号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 4番の申請人の年齢はいくつですか。

事務局 63歳です。

議長 他にありませんか。無いようでありますので、これより、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、許可することに決定しました。

事務局 次に、議案第29号 農地法4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

1番です。申請地は、大字大鹿地内、登記地目：畑が1筆、登記地積403㎡です。

位置図は、資料No.8 15ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび所有地である申請地を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、作業所の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代が自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

事務局 以上、1件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。7月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第29号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第29号は、許可することに決定しました。

次に、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、7ページをご覧ください。

今月の許可申請は、3件です。

1番についてです。

申請地は、学校町地内、登記地目：田が1筆、登記地積330㎡です。

位置図は、資料No.9 16ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域 第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅1棟とカーポート1棟の整備を希望しています。

2番についてです。

申請地は、大字北条地内、登記地目：畑が1筆、登記地積69㎡です。

位置図は、資料No.10 17ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

申請者は、現在の住宅の隣接地での整備を希望していたもので、隣接する申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、申請地を売買により購入し、車両3台分の駐車場整備を希望しています。

3番についてです。

申請地は、高柳2丁目地内、登記地目：畑が2筆、登記地積461㎡です。

位置図は、資料No.11 18ページをご覧ください。

事務局 申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域 第2種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅1棟と車庫・物置1棟の整備を希望しています。

以上、3件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。6月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 2番について説明します。7月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 3番について説明します。7月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第30号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、許可することに決定しました。

次に、議案第31号 農用地利用集積計画について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページ、農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今回は、新規設定1件、再設定2件、合計3件です。

1番は新規設定です。契約内容は、使用貸借となっております。

2番・3番は再設定です。契約内容は賃貸借となっております。

特に問題はないと思われまます。

議長 それでは、議案第31号の質疑を行います。

皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第31号 農用地利用集積計画について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長      ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は、市長に要請することに決定しました。

次に、議案第32号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局      20ページ、議案第32号 妙高市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、をお願いします。

議案第32号参考として資料をつけさせていただきましたが、本件は、7月10日付で妙高市長から意見を求められたものであります。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、市町村が定める構想を変更するものです。

この度の変更之际して、新潟県におきましても基本方針が変更されたところであります。

一連の流れを受け、変更を行うわけですが、これから市農林課の担当者から詳細について説明をいただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長      続きまして農林課担当者の説明をお願いします。

農林課      議案第32号について説明させていただきます。

それではお手元の資料をご覧ください。

1点目については、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、市内の関係機関との役割分担・連携の考え方、市が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方、取組について、国の基本要綱や県基本方針を参考に記載を行ったものであります。

2点目については、地域全体で農用地の利用関係の調整を行うため、市全体及び地域ごとに、農用地の利用状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化、集約化による将来の望ましい農地利用の在り方、これを実現するための具体的な取組内容、関係機関及び関係団体との連携について、国の基本要綱や県基本方針を参考に記載したものであります。

3点目については、地域計画の策定に関連して協議の場の設置の方法や地域計画の区域の基準、農地中間管理事業を活用した農用地の利用権の設定等の進め方について、国の基本要綱や県基本方針を参考に記載したものであります。

4点目については、項目追加によります条項ずれの修正、地域計画が策定されるまでの経過措置として利用権設定等促進事業が継続されることにより、関連する条文を旧法の表記に修正したものです。

以上、よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

議 長      それでは、議案第32号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第32号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおりとし「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】



議 長 異議なしと認めます。よって、議案第32号については「意見なし」とすることに決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第29回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和5年8月31日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印